

ID: 1040

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第23条第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第23条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第23条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日